

2026 年 9 月 10 日

株主の皆様へ

愛知県豊橋市小畷町 505 番地
ジャパン・トゥエンティワン株式会社
代表取締役 岸本 賢和

第 28 回 定時株主総会招集のご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 28 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026 年 9 月 25 日（金曜日） 午前 11 時
2. 場 所 150-0001 東京都渋谷区神宮前 6 丁目 19-13 J-6 ビル 4 階
東京本社 当社会議室
所在地につきましては、下記ウェブサイト内の地図をご参照ください。
<https://www.japan21.co.jp>

3. 会議の目的事項

報告事項

第 28 期（2025 年 7 月 1 日～2026 年 6 月 30 日）計算書類及び事業報告の内容報告の件

決議事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

第 2 号議案 監査等委員でない取締役 2 名選任の件

議案の概要は、【別紙 1】「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以上

-
- 当日ご出席の際は、同封の委任状用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

【別紙 1】

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

ジャパン・トゥエンティワン株式会社

代表取締役 岸本 賢和

2. 議案及び参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

当事業領域の拡大及び新規事業への対応のため、定款第 2 条（目的）の一部を変更するとともに、当社は海外企業との取引及び業務提携を多数行っており、その主要な取引先及び提携先の多くが 12 月決算を採用していることから、事業計画の策定、業績管理及び経営情報の共有をより円滑に行うため、事業年度を現行の毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの事業年度から、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの事業年度へ変更するものであります。なお、本変更に伴う経過措置として、第 29 期事業年度を 2026 年 7 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの 6 か月間とする附則を新設するものであります。

変更の内容は次の新旧対照表のとおりです。

（注）下線は変更箇所を示しております。

現行定款	変更後
（目的） 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～7.（記載省略） 8. <u>有価証券の取得・売買及び保有</u> 9. ～10.（記載省略） （新設） 11.（記載省略） （定時総会の招集） 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 9 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日）	（目的） 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～7.（現行どおり） 8. <u>有価証券の取得、売買、保有及び運用並びに国内外の企業、事業体及び事業プロジェクトに対する投資、出資、持分取得、保有、運用、管理及び事業育成に関する事業</u> 9. ～10.（現行どおり） 11. <u>医療機器及び医療関連機器並びに関連システムの輸出入、販売、賃貸、保守及び運営支援に関する事業</u> 12.（現行どおり） （定時株主総会の招集） 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日）

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>6 月 30 日</u>とする。 (事業年度) 第 35 条 当会社の事業年度は、<u>毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで</u>の年 1 期とする。 (剰余金の配当の基準日) 第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年 6 月 30 日</u>とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は<u>毎年 12 月 31 日</u>とする。	第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12 月 31 日</u>とする。 (事業年度) 第 35 条 当会社の事業年度は、<u>毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで</u>の年 1 期とする。 (剰余金の配当の基準日) 第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年 12 月 31 日</u>とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は<u>毎年 6 月 30 日</u>とする。 附則 (事業年度変更に伴う経過措置) 第1条 第 35 条の規定にかかわらず、第 29 期事業年度は 2026 年 7 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までとする。 第2条 本附則は、第 29 期事業年度終了後に削除する。
---	---

本定款変更の効力発生日は、本総会終結の時とします。

第 2 号議案 監査等委員でない取締役 2 名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役岸本賢和氏、松下律氏の 2 名は任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役として、引き続き岸本賢和氏、松下律氏の 2 名の取締役選任（重任）をお願いするものであります。各候補者の略歴は次のとおりであります。

なお、各候補者に関して当社監査等委員会から、当事業年度における業務執行及び職務執行の状況を評価したうえで当社の監査等委員でない取締役として適任である旨の意見を得ております。

氏名	生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する当社の株式の数
岸本 賢和	1979年10月1日	2005 年 4 月	グラクソ・スミスクライン株式会社入社	372, 500株
		2018 年 4 月	当社入社	
		2018 年 9 月	当社取締役就任（現任）	
		2020 年 2 月	当社代表取締役就任（現任）	
松下 律	1950年5月1日	1976 年 4 月	八千代証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社	90, 000株

		1983 年 3 月	国際投信株式会社（現三菱UFJ アセットマネジメント株式会社） 入社	
		1990 年 10 月	ケミカル信託銀行株式会社（現株 式会社SMB C信託銀行）入社	
		1992 年 6 月	インベスコMIM投信株式会社 （現インベスコ・アセット・マネ ジメント株式会社）入社	
		2000 年 1 月	当社取締役就任（現任）	
		2002 年 6 月	ミュージックセキュリティーズ株 式会社社外監査役就任	
		2015 年 12 月	株式会社エーアイスクエア社外監 査役就任	
		2016 年 3 月	株式会社常磐ホテル社外取締役就 任（現任）	
		2020 年 2 月	当社代表取締役就任	
		2023 年 9 月	当社取締役就任（現任）	

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

事業報告

(2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調が続いたものの、継続的な物価上昇や海外経済の減速懸念、地政学的リスクの高まりなどにより、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。金融市場においては、日本銀行の金融政策の正常化に伴う金利上昇が顕著となりました。為替相場については内外の金融政策や経済動向を背景としてかなりの規模の円安相場が継続しました。特に輸出入取引を行う企業においては、為替変動が収益に与える影響に留意が必要な経営環境となりました。

こうしたなか、当社は、主力部門であるモビリティ関連部門において、各種の車載機器の販売好調を記録することができました。スマートインフラ関連部門においては、競争の激化に伴う影響を受けたものの、既存の商材に加えて新規の商材の投入を開始するなど、進展がみられる推移となりました。

上記の結果、当事業年度におきましては、売上高は 1,097,529 千円（前期比 22.7%増）、経常利益は 25,756 千円（前期は経常損失 7,548 千円）となり、当期純損失につきましては特別損失を計上したことにより 12,759 千円（前期は当期純損失 11,304 千円）を計上しております。

<製品・サービス別売上高>

当社はビジネス開発事業のみの単一セグメントであります。製品・サービスの種類別に記載しますと、以下のとおりとなります。

区 分	売上高
モビリティ関連売上	653,375 千円
スマートインフラ関連売上	350,313 千円
その他	93,839 千円
合 計	1,097,529 千円

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

金融機関とは良好な関係を保ち、主に経常的な資金調達を実行しており、特に記載すべき事項はありません。主要な借入先の状況は(8)に記載のとおりです。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 2023 年 6 月 期	第 26 期 2024 年 6 月 期	第 27 期 2025 年 6 月 期	第 28 期 (当事業年 度) 2026 年 6 月 期
売上高 (千円)	847,126	891,263	894,774	1,097,529
経常利益又は損失(△) (千円)	30,328	18,890	△ 7,548	25,756
当期純利益又は損失(△) (千円)	29,753	18,528	△ 11,304	△ 12,759
1 株当たり当期純利益又は損失(△) (円)	41.48	29.14	△ 21.00	△ 24.07
総資産 (千円)	1,054,888	1,115,908	1,126,571	1,038,643
純資産 (千円)	287,579	290,062	236,688	215,845
1 株当たり純資産額 (円)	399.42	460.42	446.58	407.26

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 新規事業の拡大

現時点における当社の事業構造は、モバイルアイ製品を中心とする「モビリティ」関連分野に加えて上水道の漏水検知サービスを中心とする「スマートインフラ」関連分野の売上が堅調に推移し、事業ポートフォリオの拡大が進んでいますが、新規事業分野の育成と拡大が対処すべき課題のもっとも重要なものであることは変わっていません。シード（種）段階の新規分野について、数多くの可能性を有しておりますので、積極的に PoC を実施するなどの施策を講じてそれらの事業を今後速やかに拡大することが課題であります。

② 社内体制の運用

社内体制につきましては、CEOの指揮のもとAIを活用した社内体制整備を積極的に推進しており、成果を得つつあるものと考えております。AIを活用した業務効率化の効果は大きく、今後も社内訂正の整備は進捗すると思われまます。また、監査等委員会設置会社としてモニタリングモデルを活用し、経営の「健全性と透明性」、業務執行の「効率性と機動性」をいっそう向上させることが課題であり目標であり、引き続き、財務報告に係る内部統制を含め、適切な社内体制の維持、運用を進めていきます。

③ 人材の確保

当社の事業の性格上、優秀な人材の確保がきわめて重要な経営課題の一つです。とりわけ、業務執行の中核を担うプロジェクト・マネジャー（PM）となる人材は当社事業拡大の生命線です。かかる人材を確保することは対処すべき大きな課題の一つです。また、かかる人材に対して、各種資格の取得を促すことも課題であります。

④ 資本の調達

現時点においては銀行借入等によって資金の確保が可能となっておりますが、より一層の事業拡大のためには資本の調達が不可欠であると認識しております。今後株式発行による資本調達も視野に入れて多くの投資家からの出資を仰げるよう努力して行くことが課題の一つです。

(5) 主要な事業内容

当社は、「世界のイノベーションをわが国に導入して事業化し市場を創造する」ことをスローガンに事業活動を行っております。現時点においては主にイスラエル・欧州・米国のハイテク技術・製品の日本における事業化・市場化を中核の事業として以下の事業を展開しております。

- ①国内外企業のわが国におけるビジネス開発に関する支援業務
- ②国内外企業の持つIT技術に関する調査並びに調査の受託及びそれらに関するコンサルティング
- ③電子機器・電気通信機器並びにそれらの周辺機器及び附属品の開発、製造、購入、販売及び輸出入
- ④電子機器・電気通信機器並びにそれらの周辺機器及び附属品の施工、据付、調整、保守
- ⑤電子機器・電気通信機器並びにそれらの周辺機器及び附属品の導入に関する指導、コンサルティング
- ⑥ソフトウェア、アプリケーションの開発、購入、販売及び輸出入
- ⑦国内外企業の経営、業務提携、営業譲渡、資産売買、資本参加及び合併に関する斡旋、仲介並びにコンサルティング
- ⑧有価証券の取得・売買及び保有
- ⑨損害保険代理店業
- ⑩リスク及びリスクマネジメントに関する調査、研究並びにコンサルティング

(6) 主要な営業所

本社 豊橋本社（愛知県豊橋市）
その他の拠点 東京本社（東京都渋谷区）

(7) 使用人の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31 名	2 名増	43.9 歳	7.1 年

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	128,540 千円
株式会社大垣共立銀行	100,000 千円
株式会社商工組合中央金庫	97,425 千円
株式会社十六銀行	62,511 千円
豊橋信用金庫	60,730 千円
蒲郡信用金庫	39,162 千円
株式会社静岡銀行	33,854 千円
株式会社名古屋銀行	26,821 千円
株式会社きらばし銀行	21,450 千円
浜松いわた信用金庫	4,964 千円

(9) その他企業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 2,880,000 株

(2) 発行済株式の総数 530,000 株（自己株式 336,000 株を除く）

(3) 株主数 52 名

(4) 大株主（上位 10 名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
岸本 賢和	372,500	70.3
松下 律	90,000	17.0
平石 浩	8,000	1.5
富永 創樹	6,000	1.1
岸本 篤拓	6,000	1.1
株式会社東広	4,000	0.8
内藤 平	4,000	0.8
鈴木 浩明	4,000	0.8
實川 裕敏	3,800	0.7
斉藤 恭央	3,000	0.6
岸本 茉優	3,000	0.6

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算し、パーセンテージ表示の小数点以下第 2 位を四捨五入しております。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第 4 回新株予約権
発行決議の日	2023 年 2 月 10 日
新株予約権の数	120,000 個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	1 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 120,000 株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産 の価額	新株予約権 1 個につき 270 円
新株予約権の行使期間	2025 年 2 月 16 日から 2032 年 9 月 26 日
新株予約権の主な行使条件	(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。

名 称	第 5 回新株予約権
発行決議の日	2024 年 1 月 19 日
新株予約権の数	150,000 個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	1 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 150,000 株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産 の価額	新株予約権 1 個につき 251 円
新株予約権の行使期間	2026 年 1 月 24 日から 2033 年 9 月 29 日
新株予約権の主な行使条件	(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	岸本 賢和	最高経営責任者（CEO）
取締役	松下 律	株式会社常磐ホテル 社外取締役
取締役 (監査等委員)	荻野 明仁	新電力開発株式会社 取締役 株式会社KOSO 取締役
取締役 (監査等委員)	駒形 友章	株式会社首都圏ホールディングス 代表取締役
取締役 (監査等委員)	喜納 信也	該当なし

- (注) 1. 取締役荻野明仁氏、取締役駒形友章氏及び取締役喜納信也氏は社外取締役であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社は監査等委員会が内部監査担当者を直接指揮命令して監査を行う体制を構築することによって監査等委員会の監査の実効性を確保しており、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の全員は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。社外取締役は、会社法第 423 条第 1 項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金 100 万円又は会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

(3) 取締役の報酬等に関する事項

① 報酬等の金額

区 分	人員	報酬等の種類別の額			合 計
		基本報酬	株式取得目的報酬	業績連動報酬等	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	2 名 (1 名)	25,200 千円 (－ 千円)	－ 千円 (－ 千円)	－ 千円 (－ 千円)	25,200 千円 (－ 千円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 名 (3 名)	3,600 千円 (3,600 千円)	－ 千円 (－ 千円)	－ 千円 (－ 千円)	3,600 千円 (3,600 千円)
合 計	5 名	28,800 千円	－ 千円	－ 千円	28,800 千円

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2021 年 9 月 24 日開催の定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬額については年間総額 50,000 千円（うち現金報酬 30,000 千円，株式取得目的報酬 20,000 千円），監査等委員である取締役の報酬額については年間総額 20,000 千円（うち現金報酬 12,000 千円，株式取得目的報酬 8,000 千円）を上限とする旨を定めております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

各取締役の報酬は全て固定報酬です。これらの報酬額は、職責、在任年数、支給実績、業績等を総合考慮して、監査等委員会の意見を得た上で、取締役会の決議により決定しております。取締役会は、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容は、上記考慮要素に照らして、妥当であると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役荻野明仁氏は、新電力開発株式会社、及び株式会社KOSO取締役であります。当社と両社との間に特別な利害関係はありません。

取締役駒形友章氏は、株式会社首都圏ホールディングス代表取締役であります。当社と株式会社首都圏ホールディングスとの間に特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 荻野 明仁	当事業年度に開催された取締役会 14 回のすべて及び監査等委員会 14 回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経営者としての専門的見地から、当社の経営方針、営業活動、社内体制の構築・維持等について発言を行っております。
取締役 駒形 友章	当事業年度に開催された取締役会 14 回のすべて及び監査等委員会 14 回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経営者としての専門的見地から、当社の経営方針、営業活動、社内体制の構築・維持等について発言を行っております。
取締役 喜納 信也	当事業年度に開催された取締役会 14 回のうちすべて及び監査等委員会 14 回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経営者としての専門的見地から、当社の経営方針、営業活動、社内体制の構築・維持等について発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人コスモス

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

監査法人コスモス 6,000 千円

(3) 監査等委員会は、監査手続について監査法人コスモスから説明を受け、他社事例などを参考にし

て上記の監査報酬等の額について妥当と判断して同意しております。

- (4) 監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、監査の品質管理体制、会計監査人としての独立性を重視して決定するものとしております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について以下のように取締役会決議を行っており、その運用は適切に行われております。

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。また、当社の企業規模を勘案して、監査等委員会の職務を補助すべき使用人も置かない。

- (2) 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役は取締役会において又は必要に応じて監査等委員会に必要な報告及び情報伝達をするほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。使用人等は監査等委員会に報告を行うことができるほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。また、使用人等は、監査等委員会委員を窓口とする内部通報制度を通じて通報を行うことができる。

- (3) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行っていない旨社内規定として定め、その旨を周知し適切に運用する。

- (4) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員から費用の請求があった場合には会社法第399条の2第4項に基づき適切に処理する。

- (5) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、社内各部門、内部監査部門及び会計監査人等との意思疎通、内部通報に基づく情報の収集や調査に対して実効的な監査の実施を確保するために留意する。

- (6) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。また、取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。監査等委員会は、とりわけ内部統制システムの有効性に留意し、内部監査部門及び会計監査人とも連携して監査に努める。

(7) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理の基本的事項を社内規定として定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、担当者が保存・管理する。これらの情報は、取締役（監査等委員を含む）が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧できる。監査等委員会は、情報の保存及び管理が適切になされていることを定期的に監査する。多用される電子メール等の電磁的な情報についても、活用の実態把握と統制システムの有効性について監査する。

(8) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、報告を受けた月次の財務状況に基づいて、それらに内在する損失の危険について十分に討議を行う。また、内部監査部門は、損失の危険管理の観点から行われる内部監査について必要に応じて取締役会に報告する。重大リスクが顕在化した場合に備えて、緊急時における全社的通報体制を整える。

(9) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎期、取締役会において中期事業計画及び当期の月次予算を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。経営目標を効率的に達成するため、オフィサー制度を導入し、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。

(10) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

オフィサー制度のもとに組織体制を整備し、社員行動規範の採用や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。

(11) 財務報告が適正になされることを確保するための体制

最高経営責任者（CEO）の指揮のもとに、財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織、規則等を整備する。監査等委員会は、財務報告が適正になされることを確保するための体制について、内部監査部門及び会計監査人と連携してその有効性を每期監査する。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

2015年9月開催の定時株主総会の決議に従い、当社は監査等委員会設置会社となり、上記の内部統制システムを決議し、それに基づいて内部統制が実施されております。監査等委員は、取締役会に出席し、内部統制の整備・運用状況を確認するとともに、取締役の職務執行に関して意見を述べております。監査等委員会からは、当期の内部統制システムの運用状況について相当性及び妥当性について特段の指摘事項はありませんでした。

なお、当社は監査等委員会が内部監査担当者を直接指揮命令して監査を行う体制を構築することによって監査等委員会の監査の実効性を確保しており、常勤の監査等委員を選定しておりません。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」について、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当期に至るまで内部留保を優先して配当を実施しておりませんが、株主の皆様に対する配当等による利益還元については経営における重要な目標の一つと位置付けております。

近い将来において内部留保が進み、自己資本比率を 50%程度以上の安定的高位に保てるとの見通しが立つようになりましたら、25%～33%程度の配当性向を目処に配当を実施する方針です。また、配当のみならず自社株買いも含めた総分配性向については 50%程度を目処とする方針であります。これらの数値を目処に状況に応じて機動的に自社株買いを実施する体制も整えてまいります。

なお、当社の定款では配当実施の決定権は株主総会にあるものとしております。

貸借対照表
(2026 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	904,912	流動負債	275,197
現金及び預金	649,230	買掛金	53,354
売掛金	77,570	1年以内償還予定の社債	63,700
商品	110,440	1年以内返済予定の長期借入金	126,107
仕掛品	124	未払金	17,957
短期貸付金	4,979	未払費用	7,231
前渡金	50,214	未払法人税等	362
前払費用	11,830	未払消費税等	5,887
その他	522	その他	596
固定資産	129,449	固定負債	547,600
有形固定資産	25,807	社債	98,250
建物	23,617	長期借入金	449,350
車両運搬具	0	負 債 合 計	822,797
工具器具備品	78	(純資産の部)	
建設仮勘定	2,112	株主資本	211,835
無形固定資産	183	資本金	47,955
電話加入権	183	資本剰余金	46,291
投資その他の資産	103,458	資本準備金	46,291
投資有価証券	32,207	利益剰余金	210,610
長期貸付金	47,264	その他利益剰余金	210,610
出資金	80	繰越利益剰余金	210,610
長期前払費用	4,758	自己株式	△ 93,021
保証金	14,120	評価・換算差額等	4,010
繰延税金資産	4,831	その他有価証券評価差額金	4,010
その他	194		
繰延資産	4,281	純 資 産 合 計	215,845
社債発行費	4,281		
資 産 合 計	1,038,642	負債及び純資産合計	1,038,642

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2025 年 7 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,097,529
売上原価		676,351
売上総利益		421,177
販売費及び一般管理費		388,742
営業利益		32,434
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,680	
投資有価証券売却益	17,059	
その他	1,183	19,923
営業外費用		
支払利息	9,045	
支払保証料	1,756	
社債発行費償却	1,241	
為替差損	12,469	
その他	2,088	26,601
経常利益		25,756
特別損失		
固定資産売却損	14,595	
不具合品対応関連損失	23,755	38,351
税引前当期純損失(△)		△ 12,595
法人税，住民税及び事業税	362	
法人税等調整額	△ 197	164
当期純損失(△)		△ 12,759

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025 年 7 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	47,955	46,291	46,291	223,370	△ 93,021	224,594
当期変動額						
当期純損失(△)				△ 12,759		△ 12,759
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計				△ 12,759		△ 12,759
当期末残高	47,955	46,291	46,291	210,610	△ 93,021	211,835

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	12,093	12,093	236,688
当期変動額			
当期純損失(△)			△ 12,759
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 8,082	△ 8,082	△ 8,082
当期変動額合計	△ 8,082	△ 8,082	△ 20,841
当期末残高	4,010	4,010	215,845

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

……定率法（ただし，2016 年 4 月 1 日以降に取得をした建物については定額法）を採用しております。

なお，主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15 年
車両運搬具	2 年
工具器具備品	4～6 年

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は，主にモビリティ関連の製品売上，スマートインフラ関連のサービス売上から構成されております。

これらの収益のうち，モビリティ関連の製品売上（車載用機器）については，受注の内容に応じ，製品の対象車両への取付完了時点，または，製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し，履行義務が充足されると判断していることから，製品の引渡時点で収益を認識しております。

スマートインフラ関連のサービス売上については，サービスの提供完了時点において，履行義務が充足されると判断していることから，サービスの提供完了時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費……社債の償還までの期間にわたり，定額法により償却しております。

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は，期末日の直物為替相場により円貨に換算し，換算差額は損益として処理しております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社の収益は、主にモビリティ関連の製品売上、スマートインフラ関連のサービス売上から構成されております。各製品の売上高は、653,375 千円、350,313 千円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

会計上の見積りに関する注記

1. 商品の評価

(1) 当事業年度に計上した金額

商品	110,440 千円
売上原価として計上した商品評価損の金額	657 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

商品は取得原価で評価し、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法を採用しております。当社では、販売実績等に基づく将来の販売予測を考慮した一定の基準により、収益性の低下の事実を適切に反映するように評価損の金額を見積もっております。

翌事業年度において、実際の販売状況が著しく悪化した場合は、追加の評価減が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度に計上した金額

繰延税金資産	4,831 千円
--------	----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収または支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しており、繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺して表示しております。

なお、そのうち繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合は、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産又は繰延税金負債の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,428 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	866,000	-	-	866,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	336,000	-	-	336,000

3. 新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

第4回新株予約権	普通株式	120,000 株
第5回新株予約権	普通株式	150,000 株

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	4,586 千円
商品評価損	1,914 千円
一括償却資産	175 千円
投資有価証券評価損	4,227 千円
繰越欠損金	16,613 千円
繰延税金資産小計	27,518 千円
評価性引当額	△ 20,534 千円
繰延税金資産合計	6,983 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,152 千円
繰延税金負債合計	2,152 千円
繰延税金資産純額	4,831 千円

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	16,613	16,613
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 16,306	△ 16,306
繰延税金資産	-	-	-	-	-	307	307

(注) 1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差

異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については安全性の高い預金等の金融資産により行い、資金調達については主に銀行借入や社債発行により調達する方針であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、受注時における与信の管理等によってリスクの低減を図っております。一部には外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約や外貨建資産・負債の分散等の対応をとっております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債による調達資金の使途は運転資金であります。

また、営業債務や借入金及び社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金繰り計画を作成し、十分な手許流動性を維持することで当該リスクを管理しております。また、当社は、外貨建ての営業債務を有しており為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約や外貨建資産・負債の分散等の対応をとっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 29,230 千円）は、「投資有価証券」に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券	2,977	2,977	-
(2) 役員短期貸付金及び役員長期 貸付金	52,244	50,903	△ 1,341
(3) 社債 (1年以内償還予定の社債含む)	(161,950)	(159,470)	△ 2,479
(4) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金含 む)	(575,457)	(556,300)	△ 19,156

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているた

め、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	407円26銭
1株当たり当期純損失(△)	△ 24円07銭

1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり当期純損失	
当期純損失(△)	△ 12,759 千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る金額	△ 12,759 千円
普通株式の期中平均株式数	530,000 株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

附属明細書

【有形固定資産及び無形固定資産の明細】

(単位：千円)

資産の種類	期首 帳簿価額	当期増加 額	当期減少 額	当期償却 額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産							
建物	25,376	－	0	1,759	23,617	2,638	26,256
車両運搬具	0	－	0	－	0	3,986	3,986
工具器具備品	130	－	0	52	78	6,803	6,881
土地	40,638	－	40,638	－	－	－	－
建設仮勘定	－	2,112	－	－	2,112	－	2,112
有形固定資産計	66,145	2,112	40,638	1,811	25,807	13,428	39,235
無形固定資産							
電話加入権	183	－	－	－	183	－	183
無形固定資産計	183	－	－	－	183	－	183

【引当金の明細】

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2026年9月1日

ジャパン・トゥエンティワン株式会社

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

長 坂 尚 徳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパン・トゥエンティワン株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告（謄本）

2026 年 9 月 1 日

監 査 等 委 員 会 監 査 報 告

ジャパン・トゥエンティワン株式会社監査等委員会

委員長 社外取締役 荻野明仁

委員 社外取締役 駒形友章

委員 社外取締役 喜納信也

第 28 期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他取締役の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

当監査等委員会は内部監査部門の調査に基づき各監査等委員が必要な調査を行い、その結果を監査等委員会で報告及び協議して、監査を実施しました。

具体的には、取締役会その他の重要会議に出席し、重要な決裁文書や報告に関する報告を受け、当社の取締役及び内部監査担当者並びに会計監査人から、職務の執行状況並びに会計監査について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しては、会計監査人より監査に関する品質管理基準（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受けました。

なお、監査等委員荻野明仁、駒形友章及び喜納信也は社外取締役です。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
- (4) 会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当です。

以 上